

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 件名

フォーム式防舷物9個買入

2. 品目・規格・数量

番号	品目等	規格	単位	数量	納入場所
1	フォーム式防舷物	直径 1200mm x 長さ 2000mm 白色、スイベル端部、シャックル付き (溶融亜鉛メッキ)	個	4	小樽 海上保安部
2	フォーム式防舷物	直径 1200mm x 長さ 2000mm 白色、スイベル端部、シャックル付き (溶融亜鉛メッキ)	個	1	稚内 海上保安部
3	フォーム式防舷物	直径 1200mm x 長さ 2000mm 白色、スイベル端部、シャックル付き (溶融亜鉛メッキ)	個	1	根室 海上保安部
4	フォーム式防舷物	直径 1200mm x 長さ 2000mm 白色、スイベル端部、シャックル付き (溶融亜鉛メッキ)	個	2	広尾 海上保安部
5	フォーム式防舷物	直径 2000mm x 長さ 3500mm 白色、スイベル端部、シャックル付き (溶融亜鉛メッキ)	個	1	紋別 海上保安部

3. 仕様

(1) 本体

- ・フォーム式防舷物平行部が円筒形で、両側は円錐形で構成される防舷物。
- ・ポリエチレンフォームシート(100%独立気泡)を熱ラミネート法で巻いて接着したあとで、一体切削することにより、平行部と円錐部が連続した形状とする。
- ・ポリエチレンフォームの密度は、 62kg/m^3 ($\pm 20\%$)とする。
- ・本体内部に中通しチェーンを有すること。
- ・本体外面は、ナイロン繊維が編み込まれた複合ポリウレタンゴムで被覆したものと
する。
- ・ナイロン補強繊維は45～60度で交差し、直径方向に3. 2mm以下の感覚で均等に配置する。防舷材前兆にわたって補強を施し、端部金具を包み込むように巻き付けること。
- ・外面のポリウレタンゴムは船体への色移りがないものであること。
- ・寸法は上記の通りに、許容誤差 $\pm 5\%$ とする。
- ・両端部(各 1 点)吊り下げ式。
- ・本体両端には、回転可能な内蔵端部スイベルとエンドプレートで構成され、交換可

能なものとする。

- ・防舷物の色は JIS (Z8102:2001) 規格の白または同等の色調を有すること。
- ・本体に、製品のシリアル番号、製造年月を有すること。(別紙参照)
- ・平行部長さは、下記表に記載のとおりとする。

番号	規格	並行部長さ (許容誤差±5%)	重さ (許容誤差±5%)
1, 2, 3, 4	直径 1200mm x 長さ 2000mm 白色、スイベル端部、シャックル付き (溶融亜鉛メッキ)	977mm以上	230kg
5	直径 2000mm x 長さ 3500mm 白色、スイベル端部、シャックル付き (溶融亜鉛メッキ)	2037mm以上	967kg

- ・性能数値(60%圧縮時)(性能公差±15%)は下記表に記載のとおりとする。

番号	規格	吸収エネルギー	反力
1	直径 1200mm x 長さ 2000mm 白色、スイベル端部、シャックル付き	91kN-m 以上	282kN 以下
2	直径 2000mm x 長さ 3500mm 白色、スイベル端部、シャックル付き	454kN-m 以上	845kN 以下

(2) 付属品

- ・バウシャックル: 防舷物 1 個につき各 2 個
- ・専用補修キット: 5 式 (白色用) (表面材質とフォームの補修用)、各部署向けにそれぞれ 1 式ずつとする。

4. 納入期限

令和8年3月25日

5. 納入場所

番号1	小樽海上保安部	北海道小樽市港町5-2
番号2	稚内海上保安部	北海道稚内市開運2丁目2-1
番号3	根室海上保安部	北海道根室市琴平町1丁目38-38
番号4	広尾海上保安署	北海道広尾郡広尾町並木通東1丁目12-1
番号5	紋別海上保安部	北海道紋別市港町5丁目3-10

なお、上記以外の場所に納入する場合は、別途通知するものとする。

6. 仕様の確認

納入する物品については、別添「仕様確認申請書」を作成のうえ、日本語記載のカタログ、完成図、補修キット内容物及びフォーム材とポリウレタンの物性が確認できる資料を添えて、経理補給部経理課長を経由し支出負担行為担当官の承認を得ること(承認には1週間必要)。

添付資料一覧:

- 日本語で記載され、公表されている製品カタログ
- 構造及び寸法を示す図面(外形寸法、構造などを含む)
- 補修に関する資料一式
 - ・補修キットの内容詳細
 - ・補修実績(過去の写真付き)
 - ・写真付き補修手順書(補修が可能であることを確認できる資料)
- 各材料の物性を確認できる資料(加工実績の製造記録・材質証明書)
 - ・フォーム材
 - ・補強繊維
 - ・ポリウレタン樹脂
- 表面層構造に関する製造工法の説明資料
 - ・ナイロン製補強繊維が45～60度で交差し、ポリウレタンと複合されている構造であることを確認できる資料(写真・動画等)
- メーカーの製造実績を確認できる資料
 - ・フォーム式防舷物の製造実績が20年以上あることを示す証拠(20年前の製造記録、検査記録などの写し)
- 過去5年間の納入実績表
 - ・同様の防舷材が20件以上納入・設置された実績があること
- 耐久性に関する証明資料(15年以上)

7. 一般事項

- (1)本仕様により難き事項または、疑義がある場合については、担当官と協議すること。
- (2)当該調達案件において知り得た、当庁の業務上の秘密を第三者に漏洩、又は利用してはならない。
- (3)納入の際は、納入物品に損傷を与えないよう十分注意すること。
- (4)納品完了までの間、請負業者側に生じた欠損等の損害は、全て請負業者側負担とする。
- (5)納入日は、担当官と調整し決定すること。
 なお、緊急事案対応により、決定した納入日に変更が生じることとなった場合は、担当官の指示により、日程の再調整を行うこと。
- (6)物品納入の都度、「納品書」および「製造・検査記録」(メーカー書式)を提出し、検査職員の検査を受けること。この検査職員の「検査合格」をもって、履行完了とする。
- (7)支払いは一括払いとし、履行完了後、速やかに第一管区海上保安本部経理補給部長あて請求書を提出すること。
- (8)納入後、1年以内に品質の劣化が生じた場合は請負者の責任において修理、又は新品と交換する。
- (9)第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
- (10)本仕様書の条件に定めがない事項は、「第一管区海上保安本部入札・見積者心得」に準拠するものとする。

シリアルナンバー及び製造年記載例

